

## 【介護予防・日常生活支援総合事業請求手続きについて】

## 1 総合事業サービス類型

## (1) 「訪問」及び「通所」サービス

サービス名称	介護予防訪問介護	旧介護予防訪問サービス
対象者	認定有効期間開始日が平成29年3月31日以前の要支援者	①認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の「要支援者」 ②事業対象者
サービスコード	61	A1（みなし）またはA2（独自）
利用者負担	1割または2割	1割または2割
給付制限の適用	現行と同様	適用なし
限度額管理	現行と同様	対象
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由

※「A2（独自）」…H27.4.1以降 指定事業者用

サービス名称	介護予防通所介護	旧介護予防通所サービス	基準緩和通所サービス	短期集中通所サービス
対象者	認定有効期間開始日が平成29年3月31日以前の要支援者	①認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の「要支援者」 ②事業対象者	①認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の「要支援者」 ②事業対象者	①認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の「要支援者」 ②事業対象者
サービスコード	65	A5（みなし）またはA6（独自）	A7	A7
利用者負担	1割または2割	1割または2割	1割または2割	1割または2割
給付制限の適用	現行と同様	適用なし	適用なし	適用なし
限度額管理	現行と同様	対象	対象	対象
請求方法	国保連合会経由	国保連合会経由	国保連合会経由	国保連合会経由

※「A6（独自）」…H27.4.1以降 指定事業者用

(2) ケアプラン作成費

サービス名称	介護予防支援	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントC
対象者	①認定有効期間開始日が平成29年3月31日以前の要支援者 ②認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の要支援者で、かつ提供月に限度額管理対象の予防給付の利用がある要支援者	①認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の「要支援者」で、かつ提供月に総合事業サービスのみを利用する要支援者 ②事業対象者	①認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の「要支援者」で、かつ提供月に総合事業サービスのみを利用する要支援者 ②事業対象者
サービスコード	46	費用コード（介護予防ケアマネジメントA） ※費用コードとは「介護予防ケアマネジメント費入力ソフト」で使用するコードになります。	費用コード（介護予防ケアマネジメントC） ※費用コードとは「介護予防ケアマネジメント費入力ソフト」で使用するコードになります。
作成内容	現行と同様		
報酬	現行と同様	現行と同様	430単位（加算なし）
給付制限の適用	現行と同様	適用なし	適用なし
請求方法	国保連合会経由	総社市経由で国保連合会が審査支払 ※「介護予防ケアマネジメント費入力ソフト」を使用します。	総社市経由で国保連合会が審査支払 ※「介護予防ケアマネジメント費入力ソフト」を使用します。

なお、他県保険者の住所地特例対象者の介護予防ケアマネジメント費の請求については、国保連合会での審査支払ができません。

種別コードは別紙を参照してください。

- ・旧介護予防訪問サービス（A1，A2）
- ・旧介護予防通所サービス，基準緩和通所サービス，短期集中通所サービス（A5，A6，A7）
- ・介護予防ケアマネジメント費用コード票

※A1，A5については、国保連合会が提供しているものを御確認ください。

※各種総合事業単位数マスタについては、2月下旬頃を目安に総社市ホームページに公開しますので、各事業所において取込みをお願いいたします。

## 2 総合事業サービスの請求について

平成 29 年 4 月提供分から実施する総社市の総合事業サービスは、従来どおり国保連合会を経由した審査支払を行います。

サービス提供に関する請求についての事務処理の流れは大きく変わりませんが、総合事業開始により新たな請求様式や総社市のサービスコード等による請求となります。

また、総合事業開始によるケアプラン作成等に係る従来の「介護予防支援費」については、提供月の利用状況によって、次のとおり取扱いが異なります。

### (1) 総合事業サービスのみを利用する場合

※市町村への請求方法は国保連合会提供の「介護予防ケアマネジメント費入力ソフト」を利用して総社市に送付します。

(「介護予防ケアマネジメント費」⇒総社市に請求⇒国保連合会にて審査支払)

### (2) 予防給付の利用がある場合

※従来どおりの請求方法です。

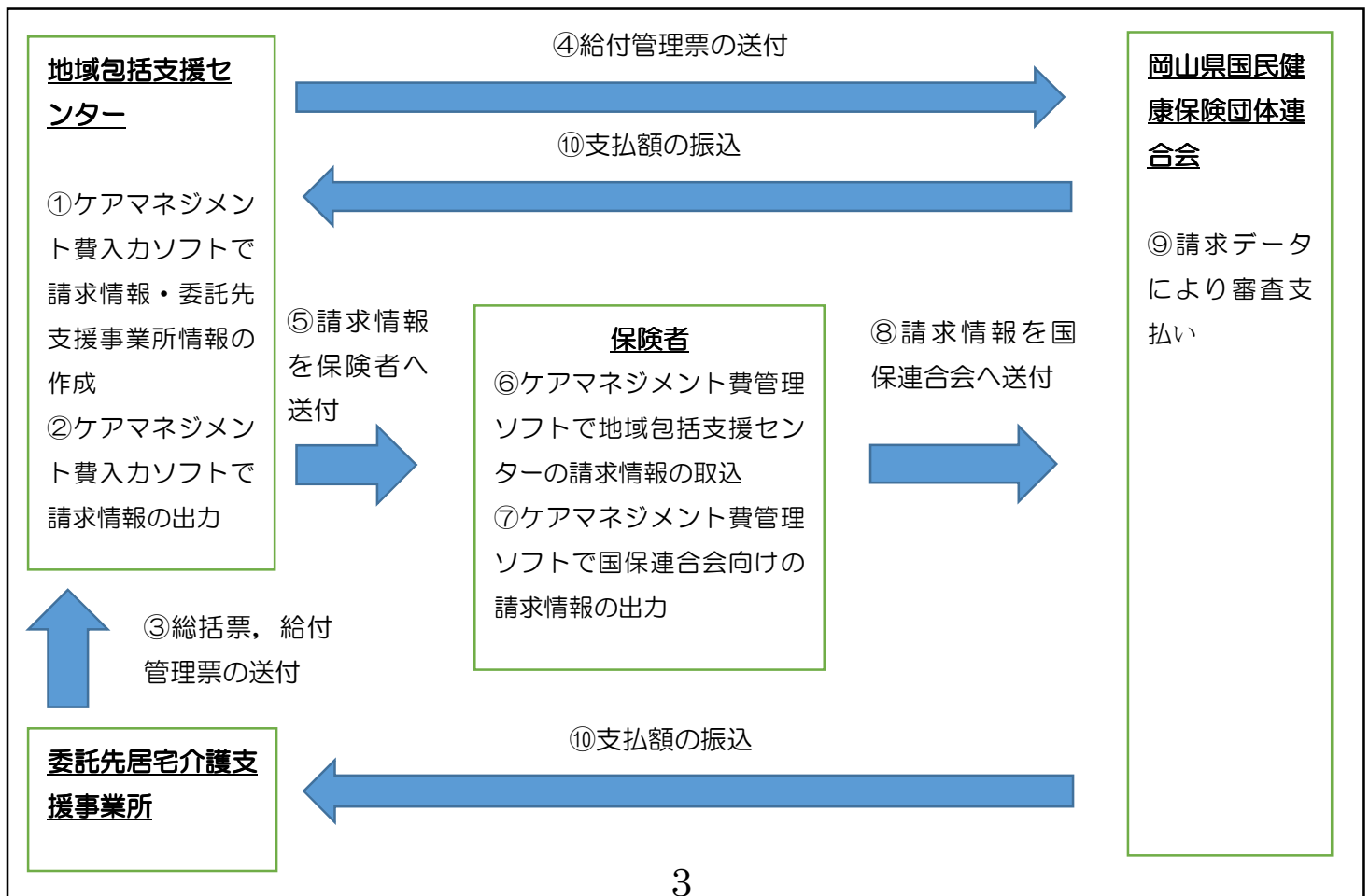
(「介護予防支援費」⇒従来どおり国保連合会へ請求，審査支払)

## 3 介護予防ケアマネジメント費の再委託について

介護予防ケアマネジメント費の支払いについて、総合事業実施に伴い、国保連合会から直接、地域包括支援センターに支払われます。また、再委託している場合も同様に再委託先へ直接、再委託料が支払われることが可能となりました。(図1 参照)

※県外住所特例者や県外の居宅介護支援事業所へ再委託している場合を除きます。

図1 利用者が総合事業のサービスのみを利用する場合



#### 4 総合事業における単位数単価等について

##### ○総社市の単位数単価

	総社市の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合 ⇒ <b>総社市の総合事業サービスコードにより請求</b>	他市町村の被保険者へ 総合事業サービスを提供する場合 ⇒ <b>他市町村の総合事業サービスコードにより請求</b>
総社市内事業所	総社市の地域区分「その他」	他市町村の総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か他市町村所在地の地域区分を設定するか等異なる。
総社市外事業所 (他市町村)	・10円	

※他市町村の総合事業のサービス種類については、他市町村保険者にお問い合わせください。

※A1, A5に限り、他市町村のサービスを利用する場合は、利用先の他市町村の単価になります。

##### ○住所地特例対象者の場合の単位数単価

	総社市の住所地特例者へ 総合事業サービスを提供する場合 ・保険者：総社市 ・住所地（施設所在地）：他市町村 ⇒ <b>他市町村の総合事業サービスコードにより請求</b>	他市町村の住所地特例者へ 総合事業サービスを提供する場合 ・保険者：他市町村 ・住所地（施設所在地）：総社市 ⇒ <b>総社市の総合事業サービスコードにより請求</b>
総社市内事業所	—	総社市の地域区分「その他」 ・10円
総社市外事業所 (他市町村)	他市町村の総合事業のサービス種類によって、事業所所在地の地域区分か他市町村所在地の地域区分を設定するか等異なる。	—

※住所地特例者の場合は、サービスを提供する施設所在地の市町村の地域区分単価を設定。他市町村の総合事業のサービス種類については、他市町村保険者にお問い合わせください。

## 5 公費の取扱いについて

サービス コード	A1	A2	A5	A6	A7
	旧介護予防訪問サービス (みなし)	旧介護予防訪問サービス (独自)	旧介護予防通所サービス (みなし)	旧介護予防通所サービス (独自)	基準緩和通所サービス 短期集中通所サービス
12 生活保護	○	○	○	○	○
25 中国残留	○	○	○	○	○
81 原爆助成	○	○	○	○	×
58 全額免除	○	○	×	×	×

## 6 総合事業における国保連合会へのサービス費請求事務について

総合事業の請求方法、過誤等の内容に関する詳細は、岡山県国民健康保険団体連合会へお問い合わせください。

〒700-8568

岡山市北区桑田町17番5号

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL：086-223-8876